第 12 号議案

豊後大野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

豊後大野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように定める。

令和6年2月27日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の一部改正に伴い規定を整備する必要があり、及び本市独自の基準を明確にしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

豊後大野市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年豊後大野市条例第16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条 第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規 定に基づき、指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する 基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(申請者の要件)

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、その運営について、暴力団関係者(豊後大野市暴力団排除条例(平成23年豊後大野市条例第9号)第6条第1号に 規定する暴力団関係者をいう。)の支配を受けていない法人とする。

(基準)

第4条 この条例に定めるもののほか、法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。)に定める基準の例による。

(記録の整備)

第5条 前条の規定によりその例によることとされる基準省令第28条第2項(基準省令第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。